

## 建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善、職業訓練などにより技能向上を行う建設事業主等に対して助成する制度です。建設業における若年労働者の確保並びに育成及び技能継承を図り、建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を目的としています。

### 助成内容及び支給額

- 雇用する**建設労働者の技能向上**のために技能実習を実施する場合  
技能実習コース（経費・賃金助成）

助成コース		措置	要件	助成額
技能実習	経費助成	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小建設事業主</li> <li>・中小建設事業主団体</li> </ul>	技能実習の実施に要した実費相当額の9割（委託費は8割）。ただし1つの技能実習について、1人当たり20万円を上限
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小建設事業主</li> </ul>	1つの技能実習について1人1日当たり8,000円かつ20日分を上限

以下のような技能実習が対象となります。（例示）

実施先	対象例
事業主自ら実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーク溶接　　・玉掛け</li> <li>・小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）の運転　　など</li> </ul>
登録教育機関等に委託して実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーク溶接　　・玉掛け</li> <li>・小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）の運転</li> <li>・クレーン運転実技教習　　・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>・ガス溶接技能講習　　など</li> </ul>

- 雇用管理改善に資する制度を導入・適用することで**建設労働者の定着促進を図る**場合  
雇用管理制度コース（整備助成）

助成コース		措置	要件	助成額
雇用管理制度	整備助成	建設事業主が雇用管理制度を導入・適用した場合、経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小建設事業主</li> <li>・中小建設事業主以外</li> </ul>	導入・適用した雇用管理制度に応じて定額1区分当たり10万円

#### 1 制度導入助成

制度	対象例	助成額
評価・処遇制度	評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金体系制度、諸手当制度	10万円
研修体系制度	通常の労働者の職務に必要な知識、スキル、能力の付与を目的にカリキュラム内容、時間等を定めた教育訓練・研修制度であり、階層別実施される複数の研修であること。	10万円
健康づくり制度	通常の労働者に対する法定の健康診断以外の健康づくりに資する制度であって、以下のいずれかに該当するもの。 a.人間ドック　　b.メンタルヘルス相談	10万円
メンター制度	通常の労働者に対するキャリア形成上の課題及び職場における問題の解決を支援するためのメンタリングの措置。	10万円

※当該制度が実施されるための合理的な条件及び事業主の費用負担が労働協約又は就業規則に明示されていること。

#### 2 目標達成助成

概要	助成額
制度導入助成の支給を受けた建設事業主が、計画期間終了から1年経過後に離職率及び入職率を一定以上改善した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職状況のみ改善 60万</li> <li>・離職状況、入職状況ともに改善 120万円</li> </ul>

- 建設労働者としての**若年労働者・女性労働者の入職や定着を図る場合**  
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（経費助成）

助成コース		措置	要件	助成額
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業	経費助成 (事業主)	建設事業主が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小建設事業主</li> <li>・中小建設事業主以外</li> </ul>	実施経費の2/3 ※中小建設事業主以外は1/2 (200万円を上限)
	経費助成 (事業主団体)	建設事業主団体が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小建設事業主団体</li> <li>・中小建設事業主団体以外</li> </ul>	実施経費の2/3 ※中小建設事業主団体以外は1/2 (1,000万円または2,000万円を上限)

以下のような事業が対象となります。(例示)

実施先	事業の具体例
事業主	現場見学会、体験実習、インターンシップ、入職内定者への教育訓練、安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、災害調査の記録、優良な技術者・技能者に対する表彰制度、雇用管理研修または職長研修 など
事業主団体	講習会、加工技術等の体験会、現場見学会、体験学習、インターンシップ、求人合同説明会、広報活動、入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会、建設労働者への公的資格の取得に関する講習会、教職員への実践的技能研修評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金体系制度、諸手当制度等の導入やキャリアパスのモデル作成、人間ドック受診制度、生活習慣病予防検診、メンタルヘルス対策の導入に関する講習会 など

- その他の助成コース

助成コース		措置	助成額
新分野教育訓練	経費助成	中小建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行う場合、経費の一部を助成	実施経費の1/3 新分野進出後さらに1/3 (新分野教育訓練終了後および新分野事業進出後それぞれ、1人当たり20万円かつ1対象教育訓練当たり200万円を上限)
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	訓練終了後、新分野進出後それぞれ、1人1日当たり3,500円かつ40日分を上限
作業員宿舎等設置	経費助成	中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舎等を賃借した場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ1事業年度当たり200万円を上限

※上記以外に、職業訓練法人向けの建設広域訓練コースがあります。詳細については、助成金センターへお問合せください。

## 受給手続き

助成コース	計画届の提出期限	支給申請の時期
・認定訓練コース（経費助成）	事業を実施しようとする日の1か月前 (ただし、4月1日から6月末までに事業を開始する場合は5月末日)	訓練の終了月に応じて、年4回設定 (例：1～3月の訓練終了は5月末日まで)
・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース	事業を実施しようとする日の2か月前 (ただし、4月1日から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日)	
・認定訓練コース（賃金助成）	無し	訓練が終了した日の翌日から2か月以内
・技能実習コース（経費助成）（賃金助成）	事業を実施しようとする日の1か月前の日 (H27.10.1以降の実施の場合)	雇用管理制度整備等計画期間の末日の翌日から2か月以内
・建設広域教育訓練コース (施設設置等経費助成)	事業を実施しようとする日1か月前の日	職業訓練施設等設置整備事業が終了した日の翌日から2か月以内
・新分野教育訓練コース (経費助成) (賃金助成)	事業を実施しようとする日の1か月前の日	訓練が終了した日の翌日から2か月以内、および新分野に進出した日の翌日から2か月以内
・作業員宿舎等設置コース（経費助成）	事業を実施しようとする日の2週間前日	事業の終了月に応じて、年4回設定 (例：1～3月の事業は5月日まで)

※建設広域訓練コースに係る詳細については、助成金センターへお問合せください。